

事実上の家族をめぐる法的諸問題（二）

早稲田大学英米判例研究会

（代表 矢頭敏也）

はしがき

本号では、本誌第一七巻第一号（英米判例研究（五）「事実上の家族をめぐる法的諸問題（一）」）でとりあげた *Caban v. Mohammed*, 441 U. S. 380 (1979) にひきつづきアメリカ合衆国連邦最高裁判所の一判決を紹介し、論評することにする。またもや非嫡出子の父が母とその夫による養子収養に異議をさしはさんだケースである。合憲性が争われたのはいずれもニューヨーク州法である。*Caban* 判決は、非嫡出子の父を養子収養にたいする同意権者としてない同州法を違憲としたことで画期的なものであった。しかし、非嫡出子とのあいだにじっさいどのような関係を形成した父である必要があるのか、あるいは同意

事実上の家族をめぐる法的諸問題（二）

権と通知権とではその権利の行使権者にどのような違いがあるべきか等、将来に問題を残した点が少なかった。およそ四年後に判決された *Lehr v. Robertson*, 103 S. Ct. 2985 (1983) は *Caban* 判決の意義を鮮明にした面もあり、それと同時に司法上も立法技術上も新たな問題を提示している面もあるように思われる。

本判例研究は、研究会において鈴木隆史・法研後期課程三年度生が報告し、討論を経たうえで執筆したものである。時間的にアメリカにおける当判決の評釈はほとんど参照することができなかった。思わぬ誤りをおかしていたり、あるいは多方面のインタレストを十分に吟味衡量することなく論断しているかもしれない。ご教示をいただければ幸いである。（三木妙子）

Lehr v. Robertson 事件

一九八三年六月二七日、連邦最高裁判所判決(上訴人敗訴)。

——U. S. —, 103 S. Ct. 2985, — L. Ed. 2d — (1983).

——非嫡出子の養子収養手続の通知権者を一定の父に限る
ニューヨーク州法の合憲性(積極)——

目次

- 一 事実の概要
- 二 連邦最高裁判所の判決
- 三 解説
 - (一) はじめに
 - (二) 統計にみる非嫡出子の状況
 - (三) 連邦最高裁判所の対応
 - (四) 手続的権利保障について
 - (五) 実体的権利保障について
 - (六) 合理的な通知権者の範囲
 - (七) ニューヨーク州法の立法理由
 - (八) 推定上の父登録制度

- (ウ) 登録を要しない通知権者
- (エ) 統一養子法および標準州養子法における未婚の父の取扱
- (五) 結論

一 事実の概要⁽¹⁾

Jonathan Lehr (上訴人)とLorraine Robertson (被上訴人)は、二年間同棲を続け、一九七六年一月九日にJessicaをもうけた。Lehrは、Jessicaが生まれた時、Lorraineを病院に見舞に行きはしたものの、Jessicaの出生証明書に父として記載されなかった。また、以後、母子と同居すること、母子に扶養料を支払うこともなかった。

一九七七年七月、LorraineはRichard Robertson⁽²⁾と婚姻した。そして、翌年の一九七八年二月二日、二人が共同して、ニューヨーク州アルスター郡家庭裁判所(Family Court of Ulster County, New York)に、Jessicaの養子収養を申し立てるに至った。

一方、Lehrは、養子決定手続開始の通知を与えられなかったため、右事実を知ることなく、一九七九年一月三〇日に、ウェストチェスター郡家庭裁判所(Westchester County Family Court)に対して、父性決定(determination of paternity)の

扶養命令および合理的な面接交渉権を求めた。⁽⁴⁾同年二月二十九日に、右手続開始の通知が Lorraine に対してなされたため、その四日後、Lorraine の代理人がアルスター郡裁判所に対して、Lehr がウェストチェスター郡裁判所において父性決定手続を開始した旨通知した。そこで、アルスター郡裁判所裁判官が、Robertson 夫妻から提出された右手続の裁判地変更の申請にもとづき右手続の訴訟中止命令を下したところ、裁判地変更申請の通知を受けた Lehr が、初めて Jessica の養子決定手続を開始していることを知るに至った。

そこで、三月七日、Lehr の代理人がアルスター郡裁判所に對して、父性決定手続未了の間、養子決定手続の中止を求める意図があることを通知した。しかし、同裁判所は、「ニวยอร์ก州推定上の父登録所 (Putative Father Registry)」に、非嫡出子の父であることを主張する意図の通知が提出されていないことを確認の上、同日中に、既に養子決定を下していた。これを受けて、ウェストチェスター郡裁判所も養子決定が既に下されていることを理由に、父性決定の申立てを却下した。

そこで Lehr は、六月二日、Jessica の養子決定は、母が父の身元を裁判所に隠すという詐欺行為により、Lehr に対する通知がなされずに下されたものであること、ならびに、ニวยอร์ก州家族関係法 (N. Y. DOM. REL. LAW) 第一一条お

よび第一一一 a 条の規定⁽⁵⁾が、Lehr の憲法上の権利を侵害するものであることを理由に、養子決定の無効確認訴訟を提起した。しかしながら、一月九日、アルスター郡家庭裁判所は、この訴えを棄却し (Matter of the Adoption of Martz, 102 Misc. 2d 102, 423 N. Y. S. 2d 378, (1979))、翌一九八〇年十二月一日、ニวยอร์ก州中間上訴裁判所 (Supreme Court, Appellate Division) が右判決を確認した (Matter of Adoption of Jessica "XX", 77 App. Div. 2d 381, 434 N. Y. S. 2d 772 (1980))。

ニวยอร์ก州最高裁判所 (The New York Court of Appeals) が Lehr の主張を退けた (In the Matter of Jessica "XX", 54 N. Y. 2d 417, 446 N. Y. S. 2d 20, 430 N. E. 2d 896 (1981))。その理由は、まず第一に、一九七九年四月二十四日に下された Caban 判決 (Caban v. Mohammed, 441 U. S. 380 (1979)) は適及的に影響を及ぼさないうこと、第二に、母は裁判所に対し詐欺を行なっていないこと、第三に最も重要な理由として、Lehr に対し通知をすることなく養子決定を下した点について、また Lehr から提起された養子決定手続のやり直しの申立てを退けた点についても、アルスター郡家庭裁判所は裁量権を濫用していない、というものであった。第三点の主な根拠としては、養子決定手続の通知に関する規定であるニユー

ヨーク州家族関係法第一一―a 条の主たる目的が、通知を受けた者が子の最良の利益に関する証拠を裁判所に提出することを可能にすることであること、ならびに、Lehr が、Jessica の最良の利益に関する情報を提供できると主張しなかったことが挙げられている。

そこで Lehr は、連邦最高裁判所へ上訴した。上訴理由は、(1)推定上の父 (putative father) が非嫡出子との間に形成し、または形成する可能性のある関係 (actual or potential relationship) は、法の適正手続を経ることなく奪うことのできない自由権 (interest in liberty) であるから、Lehr はこの権利を奪われる前に、通知と聴聞の機会を与えられる憲法上の権利を有していた、(2)Lehr に対し、Jessica の養子収養に対する同意権を与えず、かつ、母である Lorraine よりも制限的な手続的権利しか与えないというニューヨーク州法上の性にもとづく区別 (gender-based classification) は、合衆国憲法修正第一四条の平等保護条項に違反する、というものであった。

〔反対意見中に示されている事実⁽⁷⁾〕

反対意見は、Lehr の主張する事実を取り上げているが、これと法定意見の認定した事実との相違点が多く、また重要であると思われるので、以下に簡条書きする。

- (i) Lehr と Lorraine 両人は、一九七一年に知り合い、一九七四年に同棲を開始した。
- (ii) 妊娠中および出産後に、Lorraine は友人や親戚に対し、Lehr が Jessica の父であることを認めた。
- (iii) Lorraine は、要保護児童を有する家族に対する扶助 (the Aid to Families with Dependent Children) の交付を申請するため、ニューヨーク州社会福祉局に対し、Lehr が Jessica の父であることを報告した旨、Lehr に告げた。
- (iv) Lehr は、Lorraine が入院中、毎日 Lorraine と Jessica を見舞った。
- (v) Lorraine は、退院後、一九七八年八月に至るまで、Lehr に所在を知らせなかった。Lehr はその間二人の行方を探したが、知り得たことは少なく、一九七七年八月以降は、まったく知ることができなくなった。Lehr は、二人の所在を知った時には、Lorraine が許す限度で二人を訪問した。
- (vi) 一九七八年八月、Lehr は探偵の助けを借りて二人の住所をつきとめ、経済的援助の提供および Jessica のための信託基金の設立を申し出たが、拒絶された。
- (vii) Lorraine は、彼女らに近付くと警察に訴えると言って Lehr を脅し、彼が Jessica に会うことを禁じた。

(viii) その後、Lehr は弁護士を雇った。その弁護士が、一九七八年二月初め、Lorraine に対し、Lehr が Jessica と

会うことを認めるよう要求し、それが容れられないときは、訴訟を提起すると通告した。

(ix) 同年一月二二月、Lorraine らは、養子決定手続を開始した。

〔ニューヨーク州法上の通知手続〕

従来、非嫡出子が養子収養される場合に、未婚の父は、養子収養手続に参加することを認められていなかった。しかし、一九七二年に Stanley 判決 (Stanley v. Illinois, 405 U. S. 645 (1972)) が、非嫡出子の要保護児童決定手続 (dependency proceeding) に関し、未婚の父に通知と聴聞を受ける権利を認めた。同判決の趣旨が養子決定手続にも適用されると解されたため、ニューヨーク州でも一九七六年に養子法が改正され、その結果、一定の未婚の父に通知と聴聞を受ける権利が認められるに至った。

右改正により、まず、州に「推定上の父登録所 (putative father registry)」が設置され、右登録所に非嫡出子の父であることを主張する意図を表明した者は、子の養子決定手続の通知を受けられることになった。

事実上の家族をめぐる法的諸問題(一)

このような者のほかにも、種々の通知権者が定められた。すなわち、(i) 父性決定判決を得た者、(ii) 子の出生証明書に父として記載されている者、(iii) 子および子の母と公然と同居し、かつ、自分が父であることを公認している者、(iv) 宣誓された書面において、母によって子の父であると認められた者、および、(v) 子の出生後六カ月以内に子の母と婚姻した者、である。

Lehr は、右の通知権者の類型のいずれにも該当しなかったため、裁判所に身元と住所が知られているにも拘らず、Jessica の養子決定手続の開始を通知されなかったわけである。

二 連邦最高裁判所の判決

(1) 法廷意見(合憲)

六対三で原判決を確認。法廷意見は、STEVENS 裁判官が執筆した (BURGER 首席裁判官および BRENNAN, POWELL, REHNQUIST, O'CONNOR 各裁判官が同意)。

I 適正手続に関する判断

〔I〕 上訴人は憲法上保護される利益を有しているか、多数意見は、まず、親と子を結び付ける要素が多様であり、親子関係に関し州が広範な決定権を有することから、通常は、州法の枠内で親子関係が保護されるべきであるとする。

しかし、一定の場合には、合衆国憲法が州法に代わってより大きな保護を与えてきたとして、先例を検討する。

「これらの判決においては、州判決でもそうであるように、連邦最高裁は、子の福祉が最高の利益 (paramount interest) であることを強調し、また、親の有する諸権利が、親が負担してきた種々の責任に対応するもの (counterpart) であると述べてきた」(103 S. Ct. 2985, 2991)。したがって、子の教育を決定する『自由 (liberty)』を親に認めた Meyer 判決 (Meyer v. Nebraska, 262 U. S. 390 (1923)) や Pierce 判決 (Pierce v. Society of Sisters, 268 U. S. 510 (1925)) における『自由』は『高度の義務と結合した権利 (a right, coupled with the high duty)』であるから、Prince 判決 (Prince v. Massachusetts, 321 U. S. 158, 166 (1944)) における『親の権利と親の義務との連関 (the linkage between parental duty and parental right)』が強調されたのである。以上の諸判決において、連邦最高裁は、承認された家族単位の中の愛情と義務の関係 (the relationship of love and duty in a recognized family unit) が、憲法上の保護に値する自由権であると判示してきた (See also Moore v. City of East Cleveland, 431 U. S. 494 (1977) (plurality opinion))。『かかる関係を終了せしめる州の介入は……適正手続条項の諸要求

を満たす手続によって行なわれなければならない』(Santosky v. Kramer, 455 U. S. 745, 752 (1982)) (ibid)。

次に、非嫡出父子関係を対象とした先例、中でも非嫡出子の父の権利について論じた三判決を検討する。第一の判決は、親としての適格性に関し証拠を提出する機会を非嫡出子の父に与えることなく子を父から引き離すことが、適正手続条項違反であるとした Stanley 判決 (Stanley v. Illinois, 405 U. S. 645 (1972)) であり、第二の判決は、子と実質的な関係を有していなかった非嫡出子の父に、子の養子収養に対する同意権を与えることなく、子の最良の利益に照らして養子決定を下しても適正手続条項違反とはならないとした Quilloin 判決 (Quilloin v. Walcott, 434 U. 246 (1978)) であり、最後の判決は、子と実質的な関係を形成してきた父に、子の養子収養に対する同意権を与えないことが平等保護条項違反であるとした Caban 判決 (Caban v. Mohammed, 441 U. S. 380 (1979)) である。

最後の Caban 判決の法廷意見は、適正手続条項に関して判示しなかったが、本判決の法廷意見は、適正手続条項に関して判示した Caban 判決の反対意見に注目する。すなわち、『親としての権利は、親子間の生物学的関係からすべて発生するというものでなく、関係よりも継続 (enduring) がより必要とされる』(441 U. S., at 397) という STEWART 裁判官の反対意

見を引用し、更に、『生物学上の父子関係が、確立している (develop) ときには、それは、適正手続上州の不当な行為から保護されうる』(Id. at 414) とし、STEVENs 裁判官自身の反対意見を引用した上で、次のような見解を示す。

「Stanley 事件および Caban 事件に存していた確立した親子関係 (the developed parent-child relationship) と Quilloin 事件および本件に存する潜在的な親子関係 (the potential relationship) との相違は、明確かつ重要である。未婚の父が、『子の養育に積極的に関与する』(Caban, 441 U. S., at 392) により、親としての責任を十分果たしていることを示すときには、子と人格的接触 (personal contact) を保つという未婚の父の利益は、適正手続条項の下で実質的な保護 (substantial protection) を受ける。この点で、このような未婚の父は、『子の父として行動している』(Id., at 389, n. 7) と言えよう。しかし、単に生物学的つながり (biological link) が存しているだけでは、同様の憲法上の保護に値しないのである」(Id., at 2933)。

そして、当事者たる個人および社会にとっての家族関係の重要性は、血縁関係のみならず、精神的愛着 (the emotional attachments) に由来するのであり、また、生物学的関係の重要性は、実父に対し子との関係を確立するという他の者が有しな

事実上の家族をめぐる法的諸問題(二)

い機会を与える点にあるから、子と法的関係を形成しようとして、また重要な監護的、人格的もしくは経済的関係 (significant custodial, personal, or financial relationship) を形成してこなかった上訴人は、子の最良の利益に関し意見を述べる機会を当然に与えられるものではない、と判示した。

〔II〕 非嫡出子の父の有する憲法上の利益が適正に保護されているか

まず、ニューヨーク州法の通知手続について、一般的に論じる。同手続は、Stanley 判決後設置された特別委員会によって起草された。同委員会のレポートによれば、同手続の立法趣旨は、明確で合憲的な制定法上のガイドラインを定めることにより、不明確さを一掃し、養子決定手続に望まれる終局性 (desired finality) を確保し、かつ、通知権者決定のための迅速な手段 (expeditious method) を提供することであるとされる⁽¹²⁾。また同手続は、子に関心を有する未婚の父 (concerned father) に、その関心を表明し、かつ、自己の権利を保全するための簡便な手段 (simple means) を提供することによって、Stanley 判決が要求すると思われる推定上の父に対する最小限度の保護 (minimum protections) を与えるものであると性格づけられるとされている⁽¹³⁾。そこで、法廷意見は、同手続が子の将来に對

し責任を負うという未婚の父の利益を保護するためのものであると結論づける。

それゆえ、同手続が、「もし責任を果たしている多くの父 (responsible father) を排除する可能性があり、かつ、通知を受ける資格を得ることが関心を有する推定上の父 (interested putative father) のコントロール外にあるならば、同手続は手続上不当なものと判断されるであろう。しかし、下級審がそうして判示したように、通知を受ける権利は完全に上訴人のコントロール下にあった。上訴人は、推定上の父登録所に葉書を郵送することによって、Jessica の養子決定手続の通知を受ける資格を確保することができたのである」(Id., at 2994, 2995)。また、「ニューヨーク州立法院は、より広範な通知を要求すること (more open-ended notice requirement) によって、養子決定手続が煩雑化し、未婚の母のプライバシー権が脅かされ、必要な争いが生じかねず、さらに養子決定に望まれる終局性が損なわれることになる」と結論している。したがって、われわれが裁判官でなく立法者であったならば同様の立法をしたかどうかに関係なく、われわれは州の結論を恣意的なものともみなすことはできないのである」(Id., at 2995)。

次に、本件の下で、上訴人に通知を与えなかったことにより、実際に Jessica の利益が害されなかったかを判断する。この点

に關して法廷意見は、(i) 養子収養が、Jessica と母との關係に影響を及ぼさないこと、(ii) 養子収養が、養子決定時において二一カ月間継続してきた Jessica と養父との關係に法的承認を与えるものであること、(iii) 上訴人が、右の確立された關係 (established relationship) を法的に承認することが不当であることの証拠を何ら提出していないことを理由に、上訴人の不参加によって Jessica の最良の利益に關する判断が歪められはしなかったという州裁判所の結論を支持した¹³。

最後に、養子決定を下した裁判所と母が、上訴人が父性決定手続を提起した事実を知っていたという本件の特殊事情から、例外的に特別の通知 (special notice) が与えられるべきであったか否かについて判断する。これについては、(i) 間接的攻撃 (indirect attack) であること、(ii) 幼児の養子収養の促進および迅速な養子決定という正当な州利益が、州法の全体系から窺われること、(iii) 上訴人は、自ら自己の権利を主張し、守ることができる立場にあったと推定されることを理由として、特別の通知を必要としないと判示した。

よって、「ニューヨーク州法は、上訴人が Jessica との關係を形成し始めるという利益 (incidental interest in establishing a relationship) を十分に保障しているものであるから、家庭裁判所が同法の通知規定を遵守した結果上訴人の諸権利が侵害さ

れたという上訴人の主張を、われわれは承認することができな
う」(Id., at 2995)。

II 平等保護に関する判断

(I) 未婚の父と母との区別について

ニューヨーク州家族関係法第一一条および第一一条a条
が規定する手続は、「子の最良の利益を促進し、利害関係を有
する第三者の利益を保護し、さらに迅速性と終局性を確保する
ことを意図して設けられている。これらの諸目的に資するため、
立法者は一定の者に、養子収養を拒否する権利および事前に養
子決定手続の通知を受ける権利を保障している」(Id., at 2996)。
このため、未婚の父は一定の場合にしか、これらの権利を保
障されず、常にこれらの権利を保障される未婚の母との間に区
別が存している。この点について、法廷意見は次のように述べ
た。

「既に述べたように、親と子との間に実質的關係(substantial
relationship)が存しているか否かが、親の権利と子の最良の
利益とを比較衡量するのに適した基準である。……(子に関す
る重大な責任を負ったことのない)Quiloin事件における父と
同様、上訴人は、娘と実質的關係を確立していないのであるか
ら、本件で争われているニューヨーク州法は、上訴人に平等保

護を否定するものではない」(ibid.)。

もちろん、父母が子との関係で同様の状況にあるならば、こ
のような父母を区別して取り扱う州法は違憲である。「しかし、
Caban判決の法廷意見も、父が『子の養育に進んで関与しよう
とはしなかった場合にまで、州がこのような父に子の養子収養
を拒否する特権を与えないことが平等保護条項によって禁止さ
れるわけではなう』(441 U.S. at 392)と明確に判示している
のである」(ibid.)したがって、「親の一方が子との間に確立し
た監護的關係(established custodial relationship)を有して
いるが、他方が子を遺棄するか、または子との関係を確立して
いない場合には、平等保護条項は、州が父母に異なる法的権利
を付与することを妨げるものではない」(Id., at 2996, 2997)。

(II) 未婚の父の間での区別について

上訴人は、ニューヨーク州法が定める未婚の父の分類につい
ても平等保護条項違反の主張をなしたが、これに対しては、「適
正手続に関する判示において既に述べた理由から、われわれは、
同法上の区別が合理的であり、上訴人の主張は理由を欠くもの
であると結論する」(Id., at 2997, n. 27)と判示した。

(2) 反対意見(違憲)

WHITE裁判官が執筆(MARSHALL裁判官およびBLACKMUN

裁判官が同意)。

反対意見は、適正手続に關してのみ判断を下した。

〔I〕 上訴人は憲法上保障される権利を有しているか
反対意見は、まず、上訴人の有する利益が憲法上保護されるに値するものかどうかを決定する際に、法廷意見が本件の事情の下で利益衡量 (weighing process) を行なったことを批判し、争われている利益の本質 (the nature of the interest at stake) に注目しなければならないと主張する。その上で、本件について検討を加えた。

「本件で争われている『利益の本質』とは、実親が子に關して有する利益であり、長い間承認され、憲法上保障されてきた利益である。われわれは、『婚姻によって嫡出化されているか否かを問わず、家族的結合の重要性を(繰り返し)強調してきたし、またこれに対し憲法上の保護を与えてきた』(Little v. Streater, 452 U. S. 1, 13 (1981))。もし『父性決定訴訟における子と「推定上の父」双方が、(同事件の正確な結果につき)極めて重大な利益(compelling interest)』(ibid)を有しているのであれば、子と推定上の父双方が、父子関係の終了という結果を招くかもしれない手続の結果につき、極めて重大な利益を有していることは疑いえない。『親としての地位を終了せし

める決定の正確さおよび公正さについての親の利益は……必須の利益(commanding one)である』(Classier v. Department of Social Services, 452 U. S. 18, 27 (1981))。正式の終了手続同様、正式の養子決定もまた、親としての諸権利を永久に終了せしめるものであることは疑いない」(Id., at 2998)。

法廷意見は、上訴人が Jessica との間に重要な監護的、人格的もしくは経済的關係を有したことがなく、また、上訴人は彼女が二歳になるまで法的きずなを形成しようとしなかったと繰り返して述べるが、これは上訴人の主張する事実と著しく異なっている。上訴人は、意見を述べる機会を与えられなかったのであるから、われわれは、『Lehr の主張が真実である、すなわち、もし子の母の行為が存しなければ、手続的適正手続上の完全な保護を受けるに値すると多数意見によって認められたであろう一定の重要な關係が存したであろう、ということを推定しなければならない』(ibid)。

そして、血縁の重要性についても、法廷意見と異なる見解を示す。『血縁關係(biological connection)』は、それ自体、保護に値する利益を生じる關係である。したがって、利益の『本質』は、親子關係である。他方、この關係がどの程度確立したものの(well-developed)であるかは、その『本質』ではなく、その『重要性(weight)』に帰することになる。したがって、

Lehr の利益が憲法上の保護に値するかどうかは、関係の質を検討することを必要とせず、ただ、関係が存するという事実一すなわち、立証されたと推定せざるを得ないと法廷意見さえもが認める事実―を認定すれば足りるのである」(Id., at 2999)。本件では、事実認定が不十分であるから、Lehr の有する利益が、「他のいかなる推定上の父が有する利益とも同程度に重要であると推定した上で、本件における通知の適否の分析がなされなければならない。このことは、すべての推定上の父に現実の通知 (actual notice) がなされることを適正手続が要求するとか、養子決定前に養親もしくは州が記録を徹底的に洗い直し (exhaustive search of record) あるいは集中的に調査 (intensive investigation) しなければならない」ということを意味するものではない。しかしながら、少なくとも州によって採用された手続が、推定上の父の身元を確定し、かつ、かかる父に適切な通知を与えるための合理的な方策 (reasonable effort) でなければならないのである」(ibid)。

〔Ⅱ〕非嫡出子の父の有する憲法上の利益が適正に保護されているか

上訴人の身元と住所が知られているという本件の特殊事情からすれば、上訴人は「適正手続を求める権利を有していた。そ

事実上の家族をめぐる法的諸問題(二)

して聴聞を受ける権利は、かかる権利の基本的要素の一つであり、また適正手続を求める権利は、『訴訟の係属が通知され、かつ、出頭するか否か、争うか否かを自ら選択しうるのでない限り、ほとんど現実的でも重要でもない権利である』(Schroeder v. City of New York, 371 U. S. 208, 212 (1962) quoting Mullane v. Central Hanover Trust Co., 339 U. S. 306, 314 (1950))」(ibid)。

また、本件のような「特殊事情が存しないとしても、当該手続が父の権利を永久に終了させるものであるときには、非嫡出子の母に父の氏名を公表することを求めても差し支えない。…：実際、母が要保護児童扶養手当プログラムにもとづき扶養手当を申請する際に、州は現在、母に対し父の身元を公表することを求めているのである」(Id., at 2999, n. 5)。

そして最後に、本件のニューヨーク州法の通知規定は、適正手続条項違反であると結論づけ、その理由を以下のように述べた。まず第一に、第一一一―a 条は、通知権者たる未婚の父を七類型定めているが、自己の氏名を登録所に登録した父を除いた残りの六類型の未婚の父は、登録がない点上訴人と同様であり、また、六類型の未婚の父と同様、上訴人の身元および子に対する関心を明確かつ容易に確認することができた。第二に、「未婚の父が、自己の氏名を登録所に登録してはいないが、

父性決定訴訟を提起することによって紛れもなく父であることを承認し、かつ、養子収養手続の係属している裁判所に右訴訟提起の事実と子に対する関心を表明している場合に、このような未婚の父に対して通知と聴聞を否定するというのでは、筋が通らない。したがって、同法の構造を文面上審査する必要はない。たとえ、Lehrが登録所を利用しなかったために州に何らかの不利が生じた場合に彼が通知を受ける資格を有しなかったと仮定したとしても、彼は他の手段により効果的に自己の身元を明らかにしているのであり、州に対し間違った方法によって (in the wrong manner) 父であることを表明したという理由で、彼に聴聞を受けさせないとすれば、それはまさに形式主義にはかならない」(Id., at 3000)。第三に、養子決定手続を迅速化するという州利益は、「Lehrに対し適切な通知と聴聞を否定することによって、十分に促進されるわけではない」(ibid.)。また、「養子決定の終局性という明白な州利益も、身元と住所が知られている父に通知と聴聞を否定する手続によって、十分に促進されるわけではなく」(Id., at 3001)。むしろ本件のように、訴訟を引き起こしかねない。

三 解説

(一) はじめに

(二) 統計にみる非嫡出子の状況

非嫡出子の出生数は、ここ三〇年来、増加の一端を迎えている。一九五〇年に年間約一四万人であったものが、一九六〇年には約二二万人、一九七〇年には約四〇万人、一九七九年には約六〇万人と著しく増加している⁽¹⁷⁾。全出生数に対する割合をみても、一九五〇年の四パーセントから、一九六〇年の五パーセント、一九七〇年の一パーセント、一九七九年の一七パーセントと、次第に割合を増してきている⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。

それでは、養子収養された子全体に占める非嫡出子の割合はどれ位であろうか。一九五七年には五三パーセントであったが、漸増を続け、一九六九年には六四パーセントに達した。しかし、同年を境に減少しはじめ、一九七三年には五〇パーセントとなっている⁽¹⁹⁾。養子収養された子の数が一九七〇年以降減少しつつづけている事実と照らし合わせてみると、養子収養される非嫡出子の数は、少なくとも一九六九年から一九七三年まで減少傾向にあったといえる。

非嫡出子出生数が増加していたにも拘らず養子収養される非嫡出子の数が減少したのは様々な理由があろうが、その一つとして、非嫡出子に対する実親の関心が増大したことを挙げてよいのではないだろうか。これを示すように一九六〇年代後半から、非嫡出子を巡る憲法判断が盛んに行なわれるようになる

のである。

(イ) 連邦最高裁判所の対応

右にみた非嫡出子出生数の増加を背景として、従来嫡出子と差別されてきた非嫡出子の法律的取扱いの見直しが、一九六〇年代後半から連邦最高裁において行なわれるようになった。その結果、一九六八年に、母の不法行為死を理由とする損害賠償請求権を嫡出子にしか認めないことが違憲であるとされたのを契機として、非嫡出子に対する差別を違憲とする判決が相次いだ。これと並行して、従来非嫡出子に関して何ら権利を有しないとされてきた未婚の父に対する法律的取扱いの見直しが行なわれ、未婚の父の権利が著しく拡大するに至った。

まず一九七二年に、未婚の父が子の監護に関して重要な利益を有しており、それゆえ子の監護に関する手続の通知を受ける権利と右手続において聴聞を受ける権利とを保障されることを承認する判決が下された (Stanley v. Illinois, 405 U. S. 645 (1972))。右判決は、主として手続的権利について判示したものであったが、一九七九年には、未婚の父に対して、子の養子収養に対する同意権という実体的な権利を与える判決が下された (Caban v. Mohammed, 441 U. S. 380 (1979))。

このように、未婚の父の権利は拡大されてきたが、かかる権利を保障される父の範囲や、権利を保障するための方法について

事実上の家族をめぐる法的諸問題(二)

てはあいまいさが残されていた。このような状況下で下された本判決は、右二判決によって承認された未婚の父の権利を実効性あるものにするために手続的保障がどこまで要請されるのかという極めて実際的な問題に初めて取り組んだのである。この意味で、本判決は、未婚の父の権利保障に関する議論を更に一歩押し進めたものと評価してよいであろう。

そこで、以下においては、右二判決と本件との関係ならびに通知権を与えられる未婚の父の範囲という二点に特に焦点をあてて検討することにした。

(二) 手続的権利保障について

本件の主たる争点は、子と関係を形成していない未婚の父が、子の養子収養手続の通知を受け、右手続において聴聞の機会を与えられるか否か、ということであった。

この点に関し、子と関係を確立しておらず、かつ、子に対する責任を負担していない本件上訴人のような未婚の父は適正手続上保護されない、との判断を法廷意見が下したのに対し、反対意見は、父の身元と住所が知られているか、または確定できる限り、未婚の父に通知・聴聞権が与えられるべきであると判断したのであった。

〈法廷意見と反対意見の相違〉

両者の相違は、通知手続の意義、換言すれば、通知・聴聞権

という手続的権利が保障されるのは何故かという点についての基本的認識の差に由来すると思われる。

既に述べたように、Stanley 判決によって初めて未婚の父に通知・聴聞権が保障された結果、これに対応するために、ニューヨーク州は本件で争われている通知手続を創設した。⁽²⁴⁾ それゆえ、本件では、Stanley 判決との関係が中心に論じられて然るべきであった。

ところが、法廷意見は、子の養子収養に対する同意権という実体的な権利について判断を下した Quilloin 判決および Caban 判決を引用し、本件および Quilloin 事件を Stanley 事件および Caban 事件に対比させている。⁽²⁵⁾

つまり、争われている権利の性質を問うことなく、未婚の父が子との間に実質的關係を有しているか否かにもとづいて、未婚の父が保護されるべきか否かを判断しているのである。このことは、法廷意見が、手続的権利を実体的権利の延長、すなわち実体的権利を有するが故に認められる権利として捉えていることを示すものと言えよう。

これに対し、反対意見は、手続的権利を実体的権利を保障するための手段、すなわち実体的権利を行使する機会を保全するために認められるものと捉えているように思われる。というのは、反対意見が、いかなる経緯によってあれ身元と住所が裁

判所に知られている未婚の父すべてに通知を与えることを要求しており、また未婚の父を合理的な範囲内で調査することを養親予定者もしくは州に要求していると思われるからである。

それでは、いずれの立場をもつて正当とすべきであろうか。

法廷意見は、父子間の実質的關係(ないし確立した関係)の有無を審査するが、これはまさに同意権者の判定方法にはかならない。その結果、法廷意見によれば、ニューヨーク州法に定められている通知権者に該当しない未婚の父は、同意権者とされる場合を除いて通知権者とはならないということになる。しかし、ここで想起されなければならないのは、法廷意見が本件と同列に取り扱った Quilloin 判決においても、通知・聴聞権が未婚の父に与えられていたという事実である。すなわち Quilloin 判決は、確かに同意権に関しては、当該未婚の父が子に対する責任を負担してきたか否かという基準に従って実質的審査を行なったが、通知・聴聞権に関してはそのような審査を経ることなく当然のこととして認めているのである。したがって、Stanley, Quilloin, Caban 三判決の流れを素直に理解すれば、少なくとも裁判所に身元と住所が知られている未婚の父は、子との間に実質的關係を形成しているか否かに関係なく、通知・聴聞権を与えられるということになる。この意味で、実体的審査を要求することなく、実体的権利と切り離して手続的権利を保障す

る反対意見の立場が正当であると思われる。

〈通知・聴聞権が保障される理由〉

未婚の父にとって通知・聴聞権が重要であるのは、自分の知らない間に、子との関係が切断されることを防止したいからである。つまり、子との間に父子関係を形成ないし維持したいと願う未婚の父にとって、通知・聴聞権が意味を有するのであり、子の養子収養に反対する権利を未婚の父が行使（同意権の不行使）できるように、通知・聴聞権が与えられているのである。

ところが、実際に当該未婚の父が同意権者であるか否かは、個別的に実体的審理を行なわないとわからないことがある（たとえば、ニューヨーク州家族関係法第一一条一項(d)号などでは、父が資力に応じて子を扶養したことを要件としている）。それゆえ、すべての同意権者に通知・聴聞権を与えるためには、通知権者の中に、同意権者のみならず同意権者に該当する可能性のある者を含むことになり、いきおい通知権者の範囲は同意権者の範囲より広がることとなる。

〈通知権者の範囲確定に要する基本的視点〉

そこで次に、通知権者の範囲をいかに画定するかという問題が生じる。法廷意見が言うように、通知権者の範囲を余り広げすぎると、養子収養手続が煩雑化し、養子決定の終局性が損われ、ひいては養子収養される子の利益が害されるおそれが生ず

る。したがって、養子収養される子の利益と通知を与えられる未婚の父の利益との調整が問題となる。

この問題に対処するにあたり、考えておくべきことが三つあると思われる。まず第一点は、反対意見が言うように、子との関係を形成・維持する利益は、親にとっても子にとっても重要であるということである。それゆえ、親が子に対する関心を何らかの手段で表明しているか、子に対する責任を負担してきた場合、またはそのような行為をなしうる状況になかった場合には、未婚の父は、子との関係を形成・維持する利益を放棄したとみなしえないのであるから、原則として通知権を与えられるべきであるとは考えられないであろうか。²⁷⁾

次に、通知権者の範囲の画定は、同意権者の範囲の画定とは異なり、直接養子収養に決定的影響を与えるような権利を通知権者に与えるものではないということである。通知権者となっても、生物学上の父であることの立証、さらには同意権者であることの立証がなければ、養子収養を拒否することはできないのであるから、通知権者の範囲は、同意権者の範囲より緩かに画定されてよいのではないだろうか。

第三点は、Stanley 判決との関係である。既に述べたように、同判決は未婚の父に通知・聴聞権を認めたものであるが、いかなる未婚の父にそれを認めたかについては明確でない。同

判決は有名な註九⁽²⁸⁾において、裁判所に身元が知られていない父(unknown father)に対し、公告による通知を与える旨判示している⁽²⁹⁾ので、原則としてすべての父に通知が与えられることを要求していると解することができる。しかし実際には、同判決を狭く解し、子を承認している父や、身元が知れているような一定の父に限定する立場が有力である⁽³⁰⁾。

以上の点を総合すると、すべての未婚の父に通知を与えることは必ずしも必要でないが、通知権者の範囲の画定は、純粋に手続的保障の問題として処理される性質のものであるから、少なくとも理論的には、同意権者のみならず同意権者に該当する可能性のある者(子に対する関心を有している者、子に対する責任を負ってきた者、または、そのような行為をすることを妨げられていた者など、子との関係を形成・維持する利益を放棄していない者一般)に通知を与えることが必要とされると結論できよう⁽³¹⁾。

反対意見は、通知権者の範囲を具体的に示していないので、はっきりしないが、本件のように何らかの方法で父性を主張している父や、他の者に妨害されなかったならば子との関係を形成維持したと思われる父を通知権者と解しているので、右の考え方に近いものと思われる。

ともあれ、このような基本的視点に立った上で、具体的にニ

ューヨーク州の通知権者規定が合理的な方策(reasonable effort)⁽³²⁾であるかどうかを判断することしよう。

(二) 実体的権利保障について

(一)で述べたように、本件は純粋に手続的権利保障の問題として捉えられるべきであったし、またそのみで足りたのである。しかし法廷意見は、Quiloin, Caban 兩判決を引用し、そこで同意権者の範囲画定のために用いられた実体的審査方法を援用しているので、ニューヨーク州法の検討に先立ち、兩判決との関係を確認することを通して、法廷意見の論旨を検討しておくことが必要であると思われる。

法廷意見によれば、親が子に関して有する権利は、義務に対応するものである。それゆえ、単に生物学的関係を有するだけでは親として保護されるに十分ではなく、親が子に対して義務を果たし責任を負ってきたことが必要とされる。ここに、「確立した親子関係(developed parent-child relationship)」と「潜在的〔親子〕関係(potential relationship)」とを区別する理由が存するのである。

右に言う「確立した親子関係」は、別の箇所では、「重要な監護的、人格的もしくは経済的關係(significant custodial, personal, or financial relationship)」(103 S. Ct. at 2994)とか、「実質的關係(substantial relationship)」(Id. at 2996)と

あるいは「確立した監護関係 (established custodial relationship)」(ibid) という表現に置き代えられている。しかし、法廷意見が、「親と子との間に実質的關係が存しているか否かが、親の権利と子の最良の利益とを比較衡量するのに適した基準である」(ibid) といっていることや、本件上訴人を Stanley, Caban 両判決における父と対比していることなどを考え合わせると、おそらく「確立した関係」とは、実質的關係を意味するように思われる。

もしそうであるならば、法廷意見は Caban 判決における実質的關係テストを本件に用いているということになる。しかし、果して、実質的關係テストによれば上訴人は同意権者となりえないということになるのであろうか。

Caban 判決における父は、六歳と四歳の子と同居し、子との間に実質的な関係を形成していた。それゆえ、この関係は、父の同意なくして解消されえないものと判示されたのであった。同判決が父子間の実質的關係の有無の問題としていたことから、同判決の射程距離を比較的年長の子との関係に限定し、乳幼児との関係には及ばないと解する立場が現在のところ有力である。この立場によれば、Jessica は二歳余であるから、本件上訴人は同意権者になりえないということになる。

確かに、父が乳幼児と実質的關係を形成することは困難であ

事実上の家族をめぐる法的諸問題(二)

るし、また子に対して関心を有する父の多くは母と同居し、生活を共にしていると想像され、したがって問題が生じないと思われるので、右の見解も一応理解できる。しかし、この解釈では、非嫡出子の母が子の出生直後に、父に無断で子を養子に出す場合には、たとえ父が子を監護したいと望み、積極的に責任を負担しようとしても、子が養子収養されるという結果を生じかねない。そこで、一定の場合に父と乳幼児との間に実質的關係を認定することにより、実質的關係テストを乳幼児との関係でも適用する解釈が求められてよいであろう⁽³⁴⁾。この場合、父が子との間に実質的關係を形成する機会がほとんど存しないのであるから、実質的關係の認定を年長子に対する場合よりも緩和して、子の出産前後を通じての父の母子に対する行動(出産・入院に要する費用および扶養料の支払や母子への面接等)によって父が子に対し関心を示し、かつ、責任を負おうとしてきたかどうか)をも合わせて考慮することが必要とされよう。つまりこの立場は、実質的關係テストを広く解し、たとえ父子関係が実質的とまでは言えない段階のものであったとしても、父の子に対する関心の有無および責任の履行の有無という基準によって、その父子関係が法律上尊重に値するか否かを決定する審査であると解するのである。したがって、本件上訴人のように、子に対する関心を有しており、かつ、責任を履行しよう

したが、母によって妨げられた場合には、子との間の実質的關係の形成を阻止された可能性があると思われるので、実質的關係が存する場合と同視し、父に子の養子収養に対する同意権を与えることもありうると思われる⁽³⁵⁾。

このように、Caban 判決で採用された実質的關係テストをどのように解釈するかによって、本件上訴人が同意権者となりえたか否かの判断が分れるのであるから、本件法廷意見に対しては、実体的権利保障の観点からも検討が加えられる余地が存すると思われるのである。

四 合理的な通知権者の範囲

(7) ニューヨーク州法の立法理由

以下では、(二)で述べた観点から、ニューヨーク州法が定める通知権者の範囲が合理的なものであるか、につき検討を加える。ニューヨーク州家族関係法第一一—a 条は、一九七六年に新設されたが、その立法趣旨は、(i)養子手続に望ましい終局性を確保し、(ii)通知権者である父を確認するための迅速な手続を提供することであったと説明されている⁽³⁶⁾。そして、「推定上の父登録所 (putative father registry)」を創設することにより、子に関心を有する婚外子の父 (concerned fathers of out-of-wedlock children) に対して、その者が子に対して有する関心を表明し、かつ、通知および聴聞を受ける権利を保全するため

の簡便な手段を提供することができるとされている⁽³⁷⁾。起草委員会では、第一一—a 条に定める通知権者のほかに、(i)父性を承認する書面 (acknowledgment) を提出した者、(ii)父であることを公認している者、および (iii)自発的に子を扶養している者、も通知権者とする提案がなされた。しかし、この提案に対し、このような者の身元を確認することが容易でないことが多いので、このような者を通知権者とすることは養子収養の終局性を損う、との反対⁽³⁸⁾が出されたため、結局、右提案は採用されなかったといわれる。

(4) 推定上の父登録制度

第一一—a 条に規定されている七類型の通知権者の中で、特に注目すべきは、推定上の父登録所に対し子の父であることを主張する意図を表明した者 (C 号) である⁽³⁹⁾。というのは、右類型が、通知権を保全することを意図した積極的行動を要求しているからである。

少数ではあるが、ニューヨーク州のほかにも、同様の規定を有する州がある(例えば、イリノイ州、ミネソタ州、ユタ州など)。通知権者に関する規定が同意権者に関する規定に密接に関連するため、これらの州の規定を検討する前に、各州の同意権者に関する規定との関係を押さえておく必要がある。

各州の同意権者の規定の仕方には、大きく分けて三通りの方

法がある。⁽⁴⁰⁾ すなわち、AタイプⅡ非嫡出子の父と嫡出子の父とを区別することなく、すべての父に均しく同意権を認める方法、BタイプⅡ一定の要件（父性決定判決を得ていることや、子を自分の子として承認していることなど）を具備した非嫡出子の父にのみ、同意権を認める方法、CタイプⅡ子を嫡出化していない限り、非嫡出子の父に同意権を認めず、同意権者を非嫡出子の母に限定する方法である。

Aタイプの規定を有する州としては、イリノイ州がある。同州法は、親とは「嫡出子もしくは非嫡出子の父母」であると定義したうえで、親を同意権者としている。⁽⁴¹⁾そして、裁判所に通知申請書を提出した者を通知権者と定めている。

ニューヨーク州は、Bタイプの規定を有するが、同じBタイプの州としてはミネソタ州がある。同州は、詳細な通知権者に関する規定を有するが、その中で、子の出生後九〇日以内、または子の養親予定者への託置後六〇日以内（いずれか早い方）に、州保健局に対し、親としての権利を保全する意図を有することを記した宣誓供述書を提出した者をも通知権者に含めている。⁽⁴²⁾同じくBタイプであるフロリダ州やケンタッキー州は、父であることを承認する書面を提出した者を、単なる通知権者ではなく、同意権者として取り扱っている。また、これもBタイプの州であるが、ユタ州は、父であるという主張に加えて、最善

をつくして子を扶養する意思を有することを人口統計局に表明した者を、同意権者としている。⁽⁴³⁾

母の承認・関与を要求する立法としては次のものがある。すなわち、ロード・アイランド州（Aタイプ）では、家庭裁判所に父であることを承認する書面を提出し、かつ母によって父性が争われなかった父は、実父と推定されている。⁽⁴⁴⁾コネチカット州（Bタイプ）では、推定上の父が、自ら作成した父性を承認する書面を、彼を父であると確認する旨を記した母が作成した書面とともに、裁判所に提出したときには、父性確定判決を得たのと同じ効力を有するとされている。⁽⁴⁵⁾

以上見たように、未婚の父が、一定の公的機関に対してあらかじめ子に対する関心を有することを表明している場合に、通知権を与える州が、ニューヨーク州以外にも存する。父が子に対して関心を有することを公的機関に表明する方式や、右表明に対して直接付与される法効果には、州によって若干の相違が存するが、いずれの州もこのような父に対して通知を与える点では一致している。このような父は、必ずしも子との間に確立した関係を有しているとは言えない。しかし、たとえ子との間に確立した関係を有していない父であったとしても、自ら進んで子に対する関心を表明しているのであるから、このような父は、子との間に関係を形成ないし維持する利益を有していると

いえよう。この意味で、右のような立法は、未婚の父の手続的権利を積極的に保障するものとして高く評価できよう。

またニューヨーク州⁽⁴⁸⁾においては、郵送による登録が認められているようであるから、登録の容易さという点でも評価できよう。

しかし、子に対する関心を表明している未婚の父が、手続的保障を受けるに値する存在であり、右登録制度が、このような父の手続的権利を保全するための制度であるということであれば、次のような未婚の父をどのように取扱うべきかという問題が、依然として残ろう。すなわち、(i)子に対する関心を有してはいたが、右登録制度を利用することが不可能であった父、(ii)子に対する関心を他の手段によって示している父、を保護すべきか否かという問題である⁽⁴⁹⁾。

まず、(i)の父について考えてみよう。これに関しては、ユタ州で最近下された Ellis 判決 (Ellis v. Social Services Dept., 616 p. 2d 1250 (1980)) が参考となる⁽⁵⁰⁾。

同事件の事実関係は、大体次のようなものであった。キャリフォニア州に住む一組の男女が婚約していたが、女性が婚約を解消した。そして男性に知らせることなくユタ州に行き、そこで二人の間に出来た子を出産した。彼女は、当局に対して父が不明であると虚偽の陳述をなした上で、親としての権利を放

棄して、子の養子収養手続を開始した。子の出生の事実および子の養子収養手続の開始を知った父が、子の父であること、および子に関する親としての権利を主張する意図があることを當時子の監護権を有していたユタ州の養子機関に表明し、さらに、ユタ州人口統計局に対しても、父であることを主張し、かつ子を扶養する意思があることを表明した。同州法によれば、このような行為を行なった者が同意権者となることは先に述べた通りであるが、子が養子機関に託置された後に右行為が行なわれたため、同意権者とは認められなかった。そこで、子を取り戻すために、父が人身保護令状を請求したというものであった。

第一審では、父の申立てが退けられたため、父は上訴した。これを受けた上訴審裁判所は、父がユタ州法に従う合理的機会を与えられていなかったという事実に着目し、父が「親としての権利の終了が適正手続の基本理念に反したこと、ならびに、彼が子の出産後相当の期間内に「州当局の前に」現われたことを立証できるならば、彼はユタ州法を遵守したとみなされるべきである」と判示して、原審判決を破棄差戻した⁽⁵⁰⁾。

右判決は、あくまでもユタ州の一判決でしかない。しかし、未婚の父が、子に対して関心を有していることを、州当局に対して適時に表明していない場合であっても、事情によっては手

統的権利を保障される可能性があることを認めた右判決の趣旨は、傾聴に値しよう。⁽⁵¹⁾

次に、(ii)の父について検討しよう。この場合は、(i)の場合と異なり、登録手続を利用できないわけではない。しかし、父性決定判決を得た父は、当然に推定上の父登録所に登録されるのであるから、⁽⁵²⁾本件上訴人が、進んで登録行為を行なう必要性は存しなかった。また、右登録手続は、あくまでも子に対する関心を有する父を確認するための一手段にしかすぎないのであるから、右登録手続を利用していないからといって、養子決定前に、当該裁判所に身元と住所が知られている本件のような父に通知を与えることまで排除するものであると考える必要はないのではないだろうか。

以上検討してきたところにより、ニューヨーク州法の定める推定上の父登録制度は、それ自体は合理的なものと評価してよいが、右手続を利用しなかった父に対して手続権を保障しなくてよいのかという問題を残している。したがって、次に、他の通知権者類型をみることににより、ニューヨーク州法が全体としてこの問題に十分対処しているかどうかを検討することにしよう。

(ウ) 登録を要しない通知権者

ここでも、ニューヨーク州以外の規定を幾つか参照した上で、ニューヨーク州法を検討することにしよう。

事実上の家族をめぐる法的諸問題(二)

まず、Aタイプの同意権者規定を有する州における取扱いを見てみよう。これらの州では、理論的にはすべての未婚の父が同意権者となり、したがって通知を受けられるはずである。事実、ワシントン州は、父の身元が不明であるときには、裁判所に父の調査義務を課しており、調査したにも拘らず父を発見することができなかったときは、公告による通知を行なう旨規定している。⁽⁵³⁾他のAタイプの州の多くも、未婚の父一般を通知権者としている。

これに対し、特異な立法をしているのが、ミズーリ州である。同州は、一九八二年の改正により、身元が不明で、かつ、確定することが不可能な父の同意を不要とし、⁽⁵⁴⁾さらに、(i)子の父であることを承認していない未婚の父、または、(ii)身元不明で、かつ、確定することが不可能な父であると裁判所によって認定された父に対しては、通知を免除することができ旨定めた。⁽⁵⁵⁾この改正は、おそらく、身元不明の未婚の父に対する通知の要否が争われた裁判例が続いたためであろうと想像される。⁽⁵⁶⁾つまり、未婚の父全体を同意権者と規定していても、現実には身元不明の父に通知をし、父から同意を得ることが困難であることが判明したため、一応は未婚の父すべてを同意権者としながらも、同意不要者および通知不要者の範囲を拡大し、実質的にはBタイプの州に極めて近い取扱いをする道を選んだものと思わ

れる。

次にBタイプの州についてみてみよう。この中には、養子収養数が全米第一位のキャリフォルニア州が含まれている。同州は、「推定される父(presumed father)」に対して同意権を与えている⁽⁵⁵⁾。この推定される父の中には、子を自分の家庭に迎え入れ、かつ、子が自分の実子(natural child)であることを公認している者が含まれているが、それ以外の未婚の父には同意権も通知権も与えられないのは、ニューヨーク州と対照的である。

その他の州の多くは、父性決定判決を得ている者、父であることを承認している者および子を扶養している者に通知を与える点では一致しているが、その他の点については州によって少しづつ異なっている。例えば、ノース・カロライナ州では、子の嫡出化の申立(petition for legitimation)をなしている者や、子と母を一貫して世話(consistent care)している者が、同意権者とされている⁽⁵⁶⁾。また、ミネソタ州は、母と同居している者を、サウス・ダコタ州は、母によって父であると承認されている者をも通知権者としている⁽⁵⁷⁾。

注目に値する立法を行なっているのは、メイン州である。同州では、裁判所が、母の提出した宣誓供述書から、推定上の父の所在が知れていること、ならびに、推定上の父が子の出生登録簿に氏名を記載しているか、最近子を扶養し、もしくは扶養

しようとしたか、または最近子と家族的関係(family relationship)を形成し、もしくは形成しようとしたことを認定した場合に、推定上の父に対して通知が与えられる⁽⁵⁸⁾。このように、母の提出した宣誓供述書の内容にもとづいて通知権者が決定される結果、父が通知を受けられるか否かの決定が、母の意思に委ねられる危険性が存在する。

最後に、Cタイプの州についてみてみよう。このタイプの州は、未婚の父に同意権を認めてはいないが、ミシシッピ州を除き⁽⁵⁹⁾、一定の父に対して通知を与えている。通知を与えられる父の中には、父性決定判決を得ている父や、州当局に対し子の監護に対する責任を負う旨の意思を表示した父が含まれる⁽⁶⁰⁾。

このほか、アラバマ州やジョージア州は、氏名と住所が裁判所に知られている父にも通知権を与え⁽⁶¹⁾、カンサス州は、未婚の父を含むすべての利害関係人にも通知権を与えている⁽⁶²⁾。

また、オクラホマ州は、特に通知権者を定めず、未婚の父が子の父であることを公認したり、子を自分の家庭に迎え入れたり、または子を嫡出子として扱うことによって、子が未婚の父の養子になるとする独特の規定を有している⁽⁶³⁾。

(4) 統一養子法および標準州養子法における未婚の父の取扱い
ここまで、各州の規定を眺めてきたが、統一法および標準法における未婚の父の取扱いが参考になると思われるので、以下

において参照することにする。

〈統一養子法 (the Uniform Adoption Act (1971)-Amended)〉

統一養子法は、統一州法委員全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws) によって一九五三年に起草され、一九六九年の改訂および一九七一年の改正を経て、現在に至っている。

同法は、子の母と結婚したか、子を養子収養しているか、または子を嫡出化している父にしか、同意権を認めていない⁽⁷²⁾。そして、同意権者でない父には、通知を与えない⁽⁷³⁾。ただし、同法は現在のところ六州でしか採用されていない。また、採用した州でも右規定と異なる規定を有しているので、右規定が未婚の父の通知権に関して与えた影響力は大きいものではない。

〈標準州養子法〔第一案〕 (Model State Adoption Act)〉

標準州養子法は、政府機関が初めて示した養子立法モデルとして、一九八〇年に健康保健福祉省によって起草されたものである。

同法は、非嫡出子を養子収養する場合に、未婚の父の親としての権利が終了していることを要するとしている。そして、すべての未婚の父に対して通知がなされることを要求しており⁽⁷⁴⁾、未婚の父の権利を非常に尊重している。

事実上の家族をめぐる法的諸問題(二)

通知を受けた未婚の父は、養子機関によるカウンセリング・サービスを受けた上で、通知を受けてから三〇日以内に父性を否認するか、子を養子機関に引渡す (relinquish) か、親としての権利終了の申立をなすか、あるいは「子の監護を求める意図 (intent to take custody of the child)」を表明するか、のいずれかを選択する。子の監護を求める意図を表明した場合は養子収養手続が進行しないが、父は裁判所による父性決定を得た後六〇日以内に子の身上監護を有しなければならず、これに反したときは、親としての権利終了手続に移行する。通知を受けた未婚の父が、いずれの行動もとらなかったときも、同様に親としての権利終了手続に移行する。

未婚の父の身元と住所を確定するために、周到な調査 (thorough search) を行なうことが、養子機関に義務づけられている⁽⁷⁵⁾。裁判所は、調査が周到なものであったか否かを審査し、調査が十分なものではなかったと判断するときは、再調査を命ずることができる⁽⁷⁶⁾。周到な調査によっても父を知ることができなかった場合にはじめて、養子収養手続が進行する。また裁判所は、母に対して、未婚の父の身元および住所に関する情報の提供を要求することができる⁽⁷⁶⁾。

父の身元は知られているが住所が不明の場合には、郵送、新聞による公告等の手段により通知をなすことが認められている⁽⁷⁷⁾。

同法の注釈は、未婚の父に対する同法の姿勢を、すべての親に完全な適正手続権を保障するものであると性格づけた上で、父性を承認しているか、または父性決定判決を得ているかに関係なく、子の父である可能性を有する者すべてに対して、手続的保障が与えられるとしている⁽⁷⁸⁾。

同法は、その後規模を縮小され、一九八一年一〇月に公表された「特別のニーズを有する児童のための標準養子法 (Model Act for Adoption of Children With Special Needs)」という最終案に改訂された。最終案は、その名の示す通り、対象・目的を特別のニーズを有する児童の養子収養に限定したため、未婚の父に関する前記第一案の規定を含んでいない。したがって、第一案の規定は、最終的に承認されたものでないといえ、未婚の父の権利を尊重する規定の一例として参考になると思われる。

四 結論

以上、各州法および統一養子法ならびに標準州養子法の通知権者規定を瞥見してきた。その結果、通知権者に関する規定の仕方が非常に多様であることを知ることができた。それと同時に、多様な規定を通覧することによって、二、三、重要と思われる事実を認識することができたので、以下で総括してみたい。
 〈通知権者規定と同意権者規定との関係〉

各州の通知権者規定と同意権者規定とを対比させて見ると、未婚の父をすべて同意権者とするAタイプの州から、一定の父を同意権者とするBタイプの州、そして未婚の父を同意権者としなないCタイプの州へと行くにつれ、通知を与えられる未婚の父の範囲も狭くなる傾向がある、と一般的には言うことができる。

しかし、個々の州の規定を見てみると、右の傾向にあてはまらない州も若干存在することがわかる。例えば、Aタイプの州の中にも、身元が知れない未婚の父を同意不要者として通知を与えない州が存在するし、逆に、Bタイプの州の中にも、通知権者をかなり広く定めている州が存在している。Cタイプの州の通知権者の範囲は、A・B両タイプの州のそれと比べると狭いが、Cタイプの州の中に、裁判所に身元と住所が知られている未婚の父に通知を与える州が幾つか存在することは注目される。ともあれ、同意権者とされる未婚の父の範囲をどのように定めているかによって通知権者の範囲に多少の差異があり、また各タイプの州の中にも州ごとの差異があるとはいえるものの、全般的にはかなり多くの未婚の父が通知権者とされていると言えよう。このことは、通知権が同意権とは別個に保護される性質の権利であることを示すものであり、同意権を有しない未婚の父の中にも、子の養子収養手続に関与するに値する者が存在す

ることを示していると言えるのではなからうか。

そうであるとするならば、ニューヨーク州がAタイプの州のような通知権者を有する可能性もあるということになる。最も広く通知権者を定めるAタイプの州の一般の特徴と思われる点は、(i)どのような手段によって知られたのかを問うこととなる、裁判所に知られている父すべてに対して通知が与えられること、(ii)裁判所に知られていない父についても、裁判所に調査義務が課せられていること、(iii)調査によっても父を知りえなかった時に、公告手続が利用されることがあること、であった。そこで次に、ニューヨーク州がこのような立法をすべきであったか否を、通知権者の質的分析を通じて検討してみることにする。

〈通知権者の質的分析〉

各州が定める様々な通知権者は、その質的側面から、以下の四類型に大きく分けることができる。すなわち、(甲)子に対する関心を表明することにより、通知を与えられる父(父性決定判決を得たか、父性決定訴訟を提起している父、子の出生証明書に自己の氏名を記載した父、子の父であることを公認している父など)、(乙)子に対する責任を履行していることにより、通知を与えられる父(子と同居している父、子に対し扶養その他の世話を行なっている父、子を嫡出子として扱っている父、子と

家族的関係を形成している父など)、(丙)母によって子の父であると承認されることにより、通知を与えられる父(母が裁判所に父であると主張した父、母と同居している父など)、(丁)その他、裁判所に身元と住所が知られている父(裁判所の調査や、母以外の者から得た情報により裁判所に知られた父)、である。

〈ニューヨーク州法の検討〉

これをニューヨーク州法について見た場合、(甲)の通知権者類型には、父性決定判決を得た者(第一一一条二項(a)・(b)号)、推定上の父登録所に登録した者(同(c)号)、および子の出生証明書に父として記載されている者(同(d)号)が含まれ、(乙)の通知権者類型には、子および子の母と公然と同居し、かつ、自分が子の父であることを公認している者(同(e)号)および子の出生後六カ月以内に子の母と婚姻した者(同(g)号)が含まれ、(丙)の通知権者類型には、母によって子の父であると認められた者(同(f)号)が含まれているが、(丁)の通知権者類型に該当する通知権者が定められていないことがわかる。つまり、ニューヨーク州は、未婚の父の身元および住所が裁判所に知られているかどうかという点よりも、父が子に対する関心を積極的に表明しているか、または子に対する責任を履行しているかという点を重視しているのである。したがって、ニューヨーク州の通知

権者規定は、生物学上の父をもれなく拾い上げるための規定というよりは、子との間に継続に値する一定の関係を有しうる父を選別するための規定であると性格づけることができる。

通知権者の範囲を画定するための大まかな方針ないし基準は、未婚の父の利益と養子収養の迅速性および終局性の確保という州利益との調和点をどこに見出すかという州の法政策によって粹付けられる問題であるから、ニューヨーク州が右のような性格の通知権者規定を有すると決定したこと、それ自体について論評することは差し控える。ただ、ニューヨーク州自身が、子との間に継続に値する関係を有しうる父を通知権者とすべきであると判断したからには、そのような父をできる限り通知権者に含ましめるべきであろう。つまり、ニューヨーク州法には通知権者として規定されていないが右の(甲)、(乙)類型に該当する父(ないし同等視できる父)を、通知権者にすべきであると思われる。具体的には、(i)子に対する関心を表明することができなかった父(例えば、子の出生の事実、母子の所在を知らず、かつ、そのことにつき責任を有しない父。ただし、子に対する関心を表明することが出来なくなった時点から相当の期間内に、ニューヨーク州法の定める行為を行なわなかった父は除く)、(ii)子に対する関心を、ニューヨーク州に定める手段に因らずに表明した父(例えば、養子決定前に父性決定訴訟を提起

している父、養子決定の管轄権を有する裁判所に関心を表明した父、子に対して継続的に面接交渉を行なってきた父)、(iii)子に対して進んで責任を負おうとした父(母に対して子の扶養料の支払を申し出た父、子との同居を申し出た父。ただし、母が申し出を拒絶したことが合理的であった場合は除く)である。このような父は、子に対する関心を有し、子に対する責任を履行する意思を有していると思われるから、機会が与えられれば、子と重要な実質的な関係を形成する可能性を有している。この点において、ニューヨーク州が規定している通知権者と差が存しないし、また、このような父に通知を与え、父子関係形成の機会を保障することは、単に父の利益のみならず子の利益になるものと考えることができるのではないだろうか。

このような父に対して通知を与えるためには、Aタイプの子が立法するように、裁判所に対して周到に調査する義務を課したり、知り得なかった父に対して公告による通知を行なうことが必要とされよう。しかし、このような方法を採用したとしても問題がないわけではない。まず、父を知るための最大の手懸りは母によって提供される情報であるが、母のプライバシー権との関係が問題とされよう。また、調査によって知ることのできる父には限りがある。さらに、公告による通知をキャッチする父も極くわずかであると思われる。

したがって、ニューヨーク州のように、右の手段によって養子収養手続が遅延し煩雑化することの方が問題であると考えて、右の手段をとらないこともそれなりに理解できる。ただ、そうであるとしても、(i) (iii)の父が裁判所に知られている場合でさえ通知を与えないことは、余りに未婚の父の権利を軽視するものと言えよう。この点で、ニューヨーク州の通知権者規定は合理的なものと言えず、それゆえ本判決の結論は正当でない」と結論せざるを得ない。

ニューヨーク州の通知権者規定を合理的なものに改正するためには、理論上少なくとも(i) (iii)の父が裁判所に知られている場合に通知を与えることが必要とされるが、現実には裁判所に知られた父から(i) (iii)の父を選別することが困難であるから、養子決定前に知られた父をすべて通知権者とするのが実際的であろう。そして裁判所に未婚の父が知られるための方法として、父性決定訴訟を提起した段階で、その旨の登録を推定上の父登録所に登録することや、裁判所以外の機関（例えば養子機関や非嫡出子に対する社会保障を管掌する政府機関）に未婚の父が知られた場合に同機関に右登録所への登録義務を課すことなどが考えられてよいであろう。

本判決は未婚の父すべてを通知権者とする必要性を否定した。とはいえ、本判決は単に行政上の便宜を重視したものであるというよ

りは、子の福祉を迅速に実現することの必要性を重視したものと解されるべきであろう。本件のような問題が連邦最高裁において判断されること自体、アメリカにおける未婚の父の権利意識の高まりと、それを支える社会的状況を示すものと言えよう。また、ニューヨーク州法を初めとする各州の規定から明らかにように、子と法律的関係を有していない未婚の父であっても、かなり多くの者が子の養子収養手続に関与することを認められてきている。そのような状況をふまえて、子の福祉の迅速な実現のために未婚の父の権利が制約を受けることを明確にした点に、本判決の意義を見出すことができよう。

註

(1) 本件では、法廷意見と反対意見とが、特にLehrの行為の事実認定において、大きな食違いを示している。ニューヨーク州諸裁判所では、法廷意見とはば同様の事実認定が行なわれているので、本文中に掲げる事実の概要には、ニューヨーク州諸裁判所および連邦最高裁法廷意見において承認された事実のみを示し、連邦最高裁反対意見の承認する事実とは、別に後述することとした。

(2) ニューヨーク州では、非嫡出子の出生証明書に父の氏名が記載されるためには、父母が書面において合意していることを要する(N. Y. Pub. Health Law § 4135 (Mc-

事実上の家族をめぐる法的諸問題(二)

七四

kinney 1977)」。本件で、何故 Lehr の氏名が Jessica の出生証明書に記載されなかったのかは不明であるが、少なくとも右事実から Lehr が氏名の記載を拒んだと速断することはできない。

- (3) Richard は、Lorraine とともに被上訴人であるが、判決では便宜上、被上訴人とは Lorraine のみを指すとされている。

- (4) ニューヨーク州では、非嫡出子の父であると称する者も、父性決定手続の出訴権者であり、裁判所は右手続において、扶養および監護もしくは面接交渉を命ずることができると定められている (N. Y. Fam. Ct. Act §511, 522 (McKinney 1983))。

- (5) 第一一条は、養子収養の同意権者に関する規定である。本件第一審当時は、非嫡出子の母だけが同意権者とされていた。その後、一九八〇年に改正され、一定の非嫡出子の父も同意権者とされるに至った。改正法については、拙稿「事実上の家族をめぐる法的諸問題(一)」—Caban v. Mohammed 事件—比較法学一七巻一号一八八、二〇六頁(一九八三年)参照。また、第一一一 a 条については、後掲註(10)および当該本文参照。

- (6) Caban 判決は、非嫡出子との間に実質的關係 (sub-

stantial relationship) を確立している未婚の父に、非嫡出子の養子収養に対する同意権を認めたものである。同判決については、拙稿前掲註(5)一八八頁以下参照。

- (7) Lehr v. Robertson, 103 S. Ct. 2985, 2997 *et seq.*

- (8) Lehr の弁護士が、Lehr と Jessica との面接交渉を求める手紙を Lorraine に出した事実は、ニューヨーク州最高裁判所も認めている (Matter of Adoption of Jessica “XX”, 446 N. Y. S. 2d 20, 26 n. 7)。

- (9) Jessica の養子決定が下された当時のニューヨーク州社会福祉法 (New York Social Services Law) 第三七二 c 条は、次のように規定していた (関連部分のみ)。
「社会福祉局は、推定上の父登録所を創設する。右登録所は、……婚外子の出生の前後を問わず、登録所に対し子の父であることを主張する意図の通知 (notice of intent to claim paternity of the child) をなした者……の氏名および住所を登録する。」

「子の父であることを主張する意図の通知をなす者は、自分の現住所もあわせて通知するものとし、また、社会福祉局規則に定められている手続にしたがい、住所の変更を登録所に通知するものとする。」

三、父であることを主張する意図の通知をなした者は、

何時でも、登録所に既になした通知を撤回することができる。撤回された右通知は、登録所が撤回の通告を受理することによって、適及的に (*munc pro tunc*) 無効とみなされる。

四、子の父であることを主張する通知で撤回されていないものは、右事実が関連を有する可能性のあるいかなる手続においても、右通知をなした者を除くすべての者によって、証拠として提出されうる。

五、申請にもとづき、社会福祉局は、登録所に登録されている者の氏名および住所を、裁判所または認可された機関に提供するものとする。かかる情報は、正当な理由が示された裁判所の命令によらない限り、他の者に漏らされてはならない。

(10) *Jessica* の養子決定が下された当時のニューヨーク州家族関係法第一一—a条二項は、次のように定めていた。

二、本条第一項にもとづき、通知を受ける資格を有する者には、次のものが含まれる。

- (a) 当州の裁判所によって子の父であると判決された者、
- (b) 合衆国のその他の州もしくは准州の裁判所によって子の父であると判決された者。但し、社会福祉法第三

事実上の家族をめぐる法的諸問題(二)

七二—c条にもとづき、裁判所の命令の認証謄本が推定上の父登録所に提出されている場合に限る。

(c) 社会福祉法第三七二—c条にもとづき、子の父であることを主張する意図の通知を遅滞なく提出し、撤回していない者。

(d) 子の父として子の出生証明書に記録されている者。

(e) 手続開始時に子および子の母と公然と同居し、かつ、子の父であると公認している者。

(f) 書面による宣誓供述において、母によって子の父であると確認された者。

(g) 子の出生後六カ月以内に、しかも子の引渡証書 (*surrender instrument*) の交付または社会福祉法第三八四—b条にもとづく手続の開始前に、子の母と婚姻した者。

三、本条の唯一の目的は、第二項にもとづき通知を受けた者が、子の最良の利益に関する証拠を裁判所に提出できるようにすることである。

(11) *Stanley* 判決以降の流れについては、拙稿前掲註(5) 一九七頁以下参照。

(12) 103 S. Ct. at 2994, n. 20. など *Recommendation of the Law Revision Commission to the 1975 Legis-*

- lature (McKinney's 1975 Session Laws of N. Y. 1573) では、同意権者でない父も、通知権者となりうるとの提案がされている。なお、Stanley 判決以降のニューヨーク法改正の動向については、New York Civil Practice vol. 12B Fam. Ct. Proceeding 1983 Div. §40. 02 参照。
- (13) 103 S. Ct. at 2995, n. 22.
- (14) 番号は、筆者の整理による。
- (15) 反対意見は、同意権者を定めるニューヨーク州家族関係法第一一条一項(d)号において、未婚の父が「子の法律上の監護権を有する人もしくは権限を有する機関によって……妨害された」場合には、子と現実的關係を維持しておらず、子と接触していなくとも、同意権を奪われないと規定されていることを根拠に、重要な關係が存しなかったこと、ならびに父がかかる關係を形成することを妨げられなかったことの認定がなされなければ、通知を不要としえないとする (103 S. Ct. 2998, n. 3)。
- (16) 反対意見は、未婚の父が通知および聴聞を受ける権利を認められていた *Quiloin* 判決および *Caban* 判決を、法廷意見が引用していることを非難する (*Id.*, at 2999, n. 4)。
- (17) STATISTICAL ABSTRACTS OF 1981, No. 98.
- (18) ニューヨーク市に限ると、一九八〇年に生まれた子約一〇万人のうち、三分の一以上は、非嫡出子である (New York Times, Oct. 18, 1981, at 62, col. 3.)。
- (19) Bonham, Who Adopts: The Relationship of Adoption and Social—Demographic Characteristics, 39 J. MAR. & FAM. 295, TABLE 1 (1977).
- (20) *ibid.* 一九七〇年には約一七万五千人であったが、一九七三年には約一五万三千人となった。
- (21) *Levy v. Louisiana*, 391 U.S. 68 (1968). 同事件については、三木妙子「非嫡出子の地位と『法の平等保護』」比較法学八・二・一一一(一九七三)参照。
- (22) クラウス(石川稔訳)「アメリカにおける非嫡出子の法的地位」家月二六・一二・一一八(一九七四)、石川稔「アメリカにおける親子法の最近の動向」ジュリスト六〇二・一〇二(一九七五)、釜田泰介「嫡出・非嫡出による区分と法の平等保護(一)〜(三・完)」同志社法学三二・三・四・二三一、三二・五・一、三三・一・一(一九八二)参照。
- (23) *Caban* 判決以前にも、非嫡出子の父が子の養子収養に対する同意権を有するかが争われたことがあるが、同

事件では否定的といふ。(Quilloin v. Walcott, 434 U. S. 246 (1978))。また Stanley 判決を監護事件に適用せよと命じた判決として Vanderlaan 判決 (Vanderlaan v. Vanderlaan, 405 U. S. 1051 (1972)) がある。

(24) 前掲註(21)および前該本文参照。

(25) 103 S. Ct. at 2993.

(26) Id., at 2999, 3000.

(27) 例外としては、子の出生の事実を知らなかった父が、子の養子収養後随分経ってから現われてきた場合がありえよう。なお註(25)参照。

(28) Stanley v. Illinois, 405 U. S. 645, 657, n. 9 (1972).

(29) Schwartz, Rights of Father with Regard to his Illegitimate Child, 36 OHIO ST. L. J. 1, 3-4 (1975); Comment, An Analysis of the Unwed Father's Adoption Rights in Light of CABAN v. MOHAMMED, 25 VILL. L. REV. 317, 333 (1980); Ransoh, Unwed Fathers and the Adoption Process, 30 L. REV. DIGEST 2:4, 7, 14 (1981).

(30) Note, Unwed Fathers: An Analytical Survey of their Parental Rights and Obligations, 1979 WASH. U. L. Q. 1029, 1032 (1979); Howe, Adoption Practice,

Issues, and Laws 1958-1983, 17 FAM. L. Q. 174, 186 (1983).

(31) このような者のすべてに通知を与えることが理論上求められると言つても、手続上の便宜等から通知権者を制限する余地を否定するものではない。これについては、本文七二頁参照。

(32) 103 U. S. at 2999.

(33) Wright, Caban v. Mohammed: Extending the Rights of Unwed Fathers, 46 BROOKLYN L. REV. 95, 110, 115 (1979); Freytag, Equal Protection and the Putative Father: An Analysis of Parham v. Hues and Caban v. Mohammed, 34 SW. L. J. 717, 732 (1980); Howe, *supra* note 29, at 187.

(34) 拙稿前掲註(5)一一〇四頁。Comment, *supra* note 28, at 334 同頁。なお、標準州養子法 (Model State Adoption Act) からの解釈をみるべきであらう。

(35) ただし、このような父に同意権を与えることが、子が長く養親により養育されている場合に、このような父が突然現われ、父の同意を欠く養子収養であったことを理由に、養子収養の無効を主張することまで認める趣旨ではならぬ。すなわち、父が子の養子収養前に同意権者

事実上の家族をめぐる法的諸問題(二)

七八

であることを主張しえた場合には、自己の権利を適時に主張しなかったのであるから、同意権を放棄したとみなされる余地がある。また、養子収養事件における最大の考慮事項は子の福祉であるから、一定期間経過後は、養子となった子の利益が実親の子に関する権利に優先するという政策を取ることもできよう。例えば、無効事由発見時から一定期間経過した場合には、無効を主張することを認めないとか、養子決定後一定期間経過後は、養子決定が絶対的に確定するという立法である。そのほか、無効の主張を認めて養子収養を無効とした上で、その時点で再度養子収養の審査をやり直し、新たに養子収養されるのが子の利益である場合には、父の同意を免除することにより養子決定を下すなど、別の方策を採ることによって子の利益を保護すべきであろう。

- (36) L. 1976, c. 665, § 3.
- (37) 前掲註(12)参照。
- (38) In the Matter of the Adoption of Jessica "XX", 446 N. Y. S. 2d 20, 25 (1981).
- (39) 第一一一—a 条は、一九八〇年に改正され、新たに(h)号(推定上の父登録所へ子の父性を承認する証書を提出した者)が加えられた(T. 1980, c. 575, § 5)。

- (40) 拙稿前掲註(5)二三九、二四〇頁参照。なお、この分類は、あくまでも同意権者規定の文言にしたがって形式的に行なったものにつきない。

- (41) ILL. ANN. STAT. ch. 40, § 1515 (Smith-Hurd Supp. 1983).
- (42) MINN. STAT. ANN. § 259, 26; 259, 261 (Supp. 1983).
- (43) FLA. STAT. ANN. § 63, 062 (West 1983).
- (44) KY. REV. STAT. ANN. § 199, 500 (Baldwin 1981).
- (45) UTAH CODE ANN. § 78-30-4 (Supp. 1981).
- (46) R. I. GEN. LAWS ANN. § 15-8-3 (Cum. Supp. 1980).
- (47) CONN. GEN. STAT. ANN. § 46b-172 (West Supp. 1982).
- (48) 103 S. Ct. at 2995.
- (49) 本文七二頁参照。
- (50) Ellis v. Social Services Dept., Etc., 615 P. 1250, 1256 (1980).
- (51) 同判決は、未婚の父が、父であること、および子を扶養する意思を有していることを、州当局に対して適時に表明しないことを、通知・聴聞権の放棄(waiver)なし譲渡(surrender)とみなす旨のユタ州法の規定(UTAH

CODE ANN., 1953, 78-30-4 (3) (c) の「適正手続」を違反する可能性を認めた。

(52) N. Y. Soc. SERV. LAW § 372-c 1 (a).

(53) WASH. REV. CODE ANN. § 26. 32. 048 (Supp. 1982).

(54) MO. ANN. STAT. § 453. 040 (Vernon Cum. Supp. 1983).

(55) Id., § 450. 060.

(56) State ex rel. T. A. B. v. Corrigan, 600 S. W. 2d 87 (1980); J. B. B. v. Baby Girl S., 611 S. W. 2d 359 (1980); State ex rel. D. F. A. v. Corrigan, 618 S. W. 2d 241 (1981). いずれの判決も「このような未婚の父は、通知を与えられないと判示した。」

(57) 一九七五年度では、「一〇一五五人が養子収養されており、同年度にアメリカ全体で養子収養された子一〇四一八八人の一割強を占める。」ちなみに「同年度にニューヨーク州で養子収養された子は「三六〇五人であり、全米第十位である（“Adoptions in 1975” DHEW Pub. No. (SRS) 77-03 259, NCSS Report E-10, Table 1 (1977)。」

(58) CAL. CIV. CODE § 224 (West Supp. 1983).

(59) Id., § 7004 (a). このような規定の仕方は「統一親子法

事実上の家族をめぐる法的諸問題(一)

(Uniform Parentage Act) に倣ったものである。しかし「統一親子法において「父性を承認する書面を「裁判所ないし人口統計局」に提出した者は、母が異議を唱えない限り、父であると推定されるのに対し、カリフォルニア州は「右の者を推定される父の範囲から除外している。統一親子法を採用している州は「現在のところカリフォルニア州を含め九州であるが、その中で「右のような父に対して統一親子法と同様の取扱いをする州は「コロラド」「ハワイ」「モンタナ等六州である (HARRY D. KRAUSE, CHILD SUPPORT IN AMERICA 167 n. 6 (1981))。)

(60) このような者を同意権者として規定している州（たとえばフロリダ州やノース・カロライナ州）もあるが、通知を与える点では差異はない。

(61) N. C. GEN. STAT. § 48-6 (Cum. Supp. 1981).

(62) MINN. STAT. ANN. § 259. 26 (Supp. 1983).

(63) S. D. COMP. LAWS ANN. § 25-6-1. 1 (Supp. 1983).

(64) ME. REV. STAT. ANN. tit. 19, § 532-c (Cum. Supp. 1983).

(65) ミシシッピ州法には「未婚の父に対し通知を与える規定が見当らなかった。」

- (69) MASS. GEN. CODE ANN., ch. 210, §4A(Supp. 1983).
- (67) *ibid.*
- (69) ALA. CODE § 26-10-3 (Cum. Supp. 1982); GA. CODE ANN. § 74-406 (Supp. 1981).
- (69) KAN. STAT. ANN. § 59-2278 (Vernon 1981).
- (70) OKLA. STAT. ANN. tit. 10, § 55 (Cum. Supp. 1983).
- (71) Uniform Adoption Act (U. L. A.) § 5 (a) (2) (Cum. Supp. 1983). 同条は「一九七一年に改正されたものであるが、それ以前には、父が承認することにより、または判決により、父性が確定している父も同意権者とされていた。」
- (72) Id. § 6 (a) (3).
- (73) フーカンソー、モンタナ、ニュー・メキシコ、ノース・ダコタ、オハイオ、オクラホマの六州。
- (74) Model State Adoption Act § 308 (1980).
- (75) Id. § 310.
- (76) Id. § 311.
- (77) Id. § 310.
- (78) 45 FED. REG. 10621, 10672 (1980).
- (79) 46 FED. REG. 50022 (1981).
- (80) R. I. GEN. LAWS ANN. § 15-7-26 (Supp. 1980);
- (81) WASH. REV. CODE ANN. § 26. 32. 048 (Supp. 1982).
- (81) 父子関係形成の機会を保障するという観点からだけでなく、養子収養手続において子の最良の利益に関する証拠を提出する機会を未婚の父に与えることが子の利益になるという観点からも、(i) (iii)の父に通知を与えることが要請される。
- (82) Comment, *supra* note 28, at 333; Rausch, *supra* note 28, at 13, 14. See, Model State Adoption Act § 311. なお、母が提供した虚偽の情報にもとづいて下された養子決定の効力や救済方法についても、検討される必要がある(これについては、前掲註(35)参照)。

(鈴木隆史)